

| | |
|------------------|---|
| Title | 英国法制上警察権の限界 |
| Sub Title | |
| Author | 村田, 岩次郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1915 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.1 (1915. 1) ,p.87- 94 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150101-0087 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

じたり。要するに何れの方面に在りても總同盟罷工は非常の謬策として批議せられ、其結果 P. H. H. は全く其信用を失墜して、新西蘭に於ける「サンヂカリスム」は復た立つ能はざるの打撃を享くるに至れり。即ち聯合會は解散を宣告せらるゝと共に首領の或者は秩序を紊亂し、暴徒を煽動せらるゝ罪によりて罰金を課せられ或は禁錮の刑に處せられたり。

「マツセ」の政府は斯る困難なる時局に際しても、克く其施設を誤らず、粉擾の擴大を防止し得たるを以て大に世人の信用を博し、其與黨は一段の強盛を加へたるが如し。之に反して其反對黨たる自内黨は甚だしき不利の地位に陥り十二月施行せられたる「リッテルトン」の補缺撰舉に於ても社會民主黨に一嚙を輸するの已むを得ざるに至れり。而して現在に於ける社會民主黨と聯合勞働黨との勢力の消長を考ふるに前者の方大體に於て好望なるが如し。想ふに事情

然る所以は勞働者の直接運動なるものは其効果の薄弱なるを認知せられ、寧ろ政治的運動によるの有效なるを確めたるに由るものと云ふべきなり。

仲裁法に對する重要な修正法案即ち勞働紛議調査法 (Labour Disputes Investigation Act) が十二月十五日議會を通過して成法となれり。該法は仲裁法によりて登記せられざる組合並びに勞働者に對して加奈陀法 (加奈陀産業紛議調査法並びに其實績に就ては本誌第八卷第六號所載堀江博士論文參照) の主義を採用せむとするものにして、之に隨へば將來登記を抹消せる組合は公告、秘密投票、調査等に關して新法の規定に基くにあらざれば、罷工を爲すの自由を失ふに至るべし。若し此法律が同年に於て一層早く實施せらるゝこととなりせば、怖らく埠頭勞働者の大罷工は發生せずして止みしならむ。終りに仲裁法の現状に對して一言せむに、總同盟罷

工の結果は同法の效力を一層進捗せしめたりとは多數人士の信する所なるが如し。然れども其事實が果して賃銀取得者全般に及べるや否やは尙甚だ疑ふべきの問題なり。従前は仲裁法は寧ろ雇主側に對する強制法規たるの觀ありて、勞働者は雇主に對する武器として其れを利用したるもの、如くなれども、今日は事情全く一變し勞働者は却て之によりて束縛を受け強制的協約を爲すの地位に陥れるを看るは吾人の洵に一變に感ずる所なりとす。想ふに將來新西蘭に於ける勞働者は益々政治上の運動に努力して其基礎の確立を圖り以て徐に其目的を貫徹するの外他に良策なかるべし、是れ吾人が今後總撰舉の結果に於て注目を要するの理由なりとす。

(附言) 本論は主として American Economic Review 六

月號所載「ロッシニオール氏」の論文に據り傍二三の著書を參照して草したるものなり。記して以て出所を明かにす

英國法制上警察權の限界

村田岩次郎

警察なる觀念に關しては學者間異論なきに非ず、一説に曰く、警察は社會の秩序に對する危害を除去する爲めに直接人の自由を制限する行政權の作用にして、其の危害が人類專恣の行爲に因りて起ると、自然的の原因に因りて起るとを問はずと雖も常に危害除去の目的を以て直接人の自由を制限する作用ならざる可からず、又警察とは全然消極的の觀念にして幸福を増進するが如き積極的の目的を有せず、其の目的の積極的なるは消極的なるとは即ち保育行政と警察行政との分るゝ所なり」云々

又一説に曰く、警察が命令強制の權力に依る作

用なること明白なるも、警察權の目的に關しては學者の所説必ずしも一ならず、多くの學者は警察を以て單に障害を除くが爲めにする作用なりとのみ解し、積極的に福利を増進するが爲めにする作用は警察の觀念に屬せずと爲すも、是れ誤れり。或る行爲の目的の積極的なるは消極的なるに因り、其の行爲の法律上の性質を區別す可き理由あることなし。例へば等しく建築條例に依りて家屋の建築を制限する場合に於ても、或は火災の危険を除くが爲めにする可く、或は又市街の美觀を増すが爲めにする可く、或は又市街の美觀を増すが爲めにする可くある可し。後の場合は即ち積極的に福利を増進するものなりと雖も、等しく家屋建築の取締にして之を警察にあらずと云ふを得ず。警察の目的が消極的なりと云ふは唯消極的なることが自然の傾向なりと云ふに止まり、之を以て警察なる觀念の要件となす可きにあらず。單に障害を除く的作用と雖も權力を以て臣民の自由を

制限するにあらざるものは警察にあらずして保育行政なり。故に障害を除くの目的を以てするも、消防隊を備へ、避病院を設くるが如きは警察の作用にあらずと。

右二説の孰れが果して正當なるや、之を詳論するは本論の目的とする所にあらず、今は唯警察の作用が人民の自由を制限することを直接の目的とする所の權力作用なることを知れば足る而して斯の警察權は獨逸に於ては法律の禁止せざる範圍内に於て存在し、英國に於ては法律の許容せる範圍内に於て存在することは吾人の第一に承知し置かざる可からざる所なり。

英國の法制上警察權の作用は歐大陸殊に獨逸に於けると著しく趣を異にし、種々の點に於て制限を蒙れり。一、二重要なる相違點を擧ぐれば左の如し

(一) 警察上の命令權は主として地方自治體

の機關に屬し自治團體の機關は人民の公選に係り、絶えず輿論の制裁を受く

(二) 警察命令を發するには常に法の明文に準據せざる可からず。勿論英國に於ても、秩序維持の爲め、或は禍害除去の目的を達する爲め警察命令を發するの權を承認せる概括的規定なきにあらず(一八八二年の市制にも此の種の規定あり)。然れども其の發せられたる命令は單に適法なることを要するのみならず、更に不當ならざることを要す。即ち獨逸語にて謂ふ所の *Gesetzesmäßigkeit* の外に更に *reasonableness* (*Zweckmäßigkeit*) を要するものと爲せり

(三) 警察強制の權は殆んど例外なく、警察裁判所、普通裁判所、乃至治安判事の管掌する所なり。治安判事は獨立の地位を保障せられ職掌上大陸に於ける司直の官に比す可きものなり。右の如く、警察強制の權は獨り裁判所

乃至之と對當の地位に在る官廳に委せらるるを原則とするものなれども、唯警察令を強制する爲めに體力強制を必要とする場合に在りては警察行政官之に當ることあるのみ

警察官が職務を執行するに方り、不法行爲を爲したる場合に於ては當該警察官は他の官吏と同様引責す可きものとす。且つ又上官の命令に準據したりとの理由を以て其の不法行爲より生ずる責任を免るゝことを得ざるなり。然り而して警察官が不法行爲に就いて引責する場合二有り、即ち一は職務違犯 (*breach of duty*; *Brüch der Amtspflichten*) にして他は職權の濫用 (*excess of power*; *Überschreitung der Amtsgewalt*) なり。又警察官が其の職務を執行するに方り不法行爲を犯したる場合には、單に當該警察官のみならず、斯くの如き者を使用したる地方團體も亦引責す可きものとす。但し地方團體の責任は

其の被用者が其の職權外の行爲を爲したる場合に及ばざるは勿論なり。換言すれば公共團體の吏員が一定範圍の義務を有し、且つ其の委任の範圍内に於て行動したる場合に於て始めて公共團體の任責理由を生ずるなり。

四

都市に於ける警察行政は所謂警務委員 Watch Committee の管掌する所なり。該委員は市會之を選任し、市長及び市會議員總數の三分の一を越わざる委員を以て之を組織す。治安判事は職權上警察官たるべし。警務長 (Chief Constable) は都市警察官を指揮す。警務長は警務委員に依つて選任せられ、警務委員若くは其市の治安判事に依つて罷免せらる。警務委員會の會議定足數は三名なり。都市警察官は總べて警務委員に依つて任免監督せらる。

郡部の警察制度は都市の夫れと相似たり。唯其の都市の制度と相違せるは、監督機關が Watch

Committee にわらずして、一半は治安判事より成り、一半は縣會の選任に係る委員より成る所の常置委員なるの一事に在つて存す。尙ほ郡部に於ては、警務長は都市に於けるより一層自由なる地位に在ることを附記し置くべし。

首府の警察は首府固有のものにして、國家の事務と看做され、従つて中央政府の直轄に屬す。首府の警察制度は一八二九年の Sir Robert Peel の提案に係る法律に基礎を置き、都府警察權の作用は City の疆域に及ばずと雖も、實に Charing Cross より十五哩以内の全域に及ぶものとす。而して首府警察權の行はるゝ區域を稱して Metropolitan Police District と云ふ。首府の警察官は一名の警視總監 (Chief Commissioner) 及び三名の副總監 (Assistant Commissioners) の指揮監督を受くるものとす。尙ほ倫敦ミッドルセクス、ハートフォード、ケント、サレー、エッセクス、バークス、及びブックスには治安判事

を置く。

City は特殊の警察制度を布けり。従つて倫敦府の制度と嚴に之れを區別するの必要あり。倫敦市の警察行政は中央政府の支配を受けず、市自身の警務長を有し、市の警務長は市の Common Council (市會) の推薦に係り、其の選任は國王の允許を俟つて確定す。又市の警務長は Court of Aldermen (市參事會) 又は國王に依つてのみ罷免せらるゝものとす。

五

保安警察の目的を以て命令 (orders for the good rule and government) を發するは専ら縣會及び市會の權限に屬するも保健行政上の警察命令 (orders for the prevention of nuisances) を發するは縣會市會の専有權にあらずして、衛生區會も亦其の權限を有す。然り而して警察命令は次の二條件の成就を俟つて實際に其の效力を發するものとす。

(一) 命令を發して後、四十日間地方行政廳に於て之を公示したる時

(二) 命令には地方廳の公印を押捺し、發布後直に之を内務大臣 (Home Secretary) を假りに斯く譯し置く) に廻付し、國王が四十日間其の命令を取消さざりし時。(尙ほ國王は四十日間の期間内に命令の停止期間を定むることを得)

警察命令に於ては五磅以上の料金を規定することを得ず。繼續して反覆せらるゝ罪行に對しては一日四十志以上の料金を規定するを得ず。處罰は警察犯即決手續 (summary jurisdiction; summarischen Polizeiverfahren) に依つて定めらる警察命令を發する場合に於ける形式上、手續上の制限は既に述べたるが如しと雖も、別に實質上の制限之有り、即ち左の如し。

(一) 警察命令は既定の成法並に普通法に抵触するを得ず。法律を以て既に刑罰を定め

ある場合には警察令を以て罰則を定むることを得ず。

(二) 警察命令の定むる所は斷じて曖昧なる可からず。其の作爲、不作爲の命令は嚴密に限定せられ、内容をして一目瞭然たらしめざる可からず。

(三) 警察命令の規定する所は一般の人に平等に適用せられざる可からず

(四) 警察命令は *fit and proper* なるを得ず。換言すれば法律の委任に依つて達せんとする目的の範圍外に出づる能はず。

(五) 警察命令は *reasonable* ならざる可からず。即ち單に違法ならざるのみならず、更に不當ならざることを要す。

六

地方自治體の警察權に對する重なる中央監督機關は内務省 (Home Office) 及び地方省 (Local Government Board) の二なり。内務省には Home

Secretary と稱する一人の長官あり、地方警察に對する監督は其の最も重要な權限なり。前に一言したるが如く、倫敦府の警察は實に彼の直管に屬せり。但し倫敦市は其の管轄外に在ること言を俟たず。又其他の地方に在る警察官は直接彼の命令の下に動くにわらずと雖も政府は地方警察費の一半を補給することに依り、英國全般の警察行政を支配し得るの地位に在り。何となれば政府の補給を停止せらるゝが如き不満足なる警察設備を有することは地方納稅者の最も苦痛とする所なれば也。且つ又各縣及び各市の定むる條例は一般に内務省の認可を得ざる可からざれば也 (但し地方省の掌理事項に關するものを除く)。長官は一名の政務次官及び多數の恒久事務官に依りて補助せらる併し乍ら、英國の Home Secretary は歐大陸の諸國及び我國の内務大臣とは著しく趣を異にせり。何となれば彼は警察行政以外、地方の政治に多く關與せざ

るのみならず警察行政の全部を掌理するものにもあらざれば也

又地方省の前身は一八四七年に創設せられたる救貧局即ち Poor Law Board にして、一人の長官を戴き、長官は議會に對して責任を有したり一八七一年救貧局改稱せられて地方省即ち Local Government Board となり、大に權限を増加したり。殊に地方政府に對する監督權を増加したり。一八七一年以降、法制の上に種々の變更ありて、今日地方省の有する權限は極めて廣大なり。従つて地方省に屬する事務官の數も亦夥しき數に達す。是等の事務官は長官の推薦に基き國王の任命する所なり。彼等は政府に對してのみ責を負ひ、地方的利害及び感情に左右せらるゝことなく、其の意見は公平無私にして、其の態度は常に不偏不黨なり。

七

英國の法制上各人は生命、身體及び財産に對す

る不法の侵害に對しては防衛の目的を以て之に反抗することを得るものなり。然れども單に抗拒し得るに止まり、積極的に侵害を加ふるを得ず。是を以て公務執行中の警察官に對して事實上侵害を加へたるものは普通の場合よりも一層嚴罰せらる可きものなり。然り而して若し不法の侵害を敢てし、爲めに警察官を死に至らしめたる時は謀殺を以て論ず。然らば則ち如何なる状態に於て生命身體及び財産の不法侵害に對する抗拒が行はるゝやと云ふに、茲に二説有り。一説に曰く、生命、身體、自由及び財産の不法侵害ありたる場合に於ては之に比例し、其度を失せざる範圍内に於て常に對抗することを得」と一七八九年の刑法起草委員の報告に曰く、

“We take one great principle of the Common Law to be that, though it sanctions the defence of man's person, liberty, and property against

illegal violence, yet all this is subject to the restriction that the force used is necessary and that the mischief done by, or which might reasonably anticipated from the force used is not disproportioned to the injury or mischief which it is intended to prevent."

他の一説に曰く、生命、身體及び自由を防衛する爲めに絶對に必要な場合にあらざれば抗拒を爲すを得ず」と。之を稱して緊急防衛説 (Self-defence; Nothwehr) と云ふ。乃ち知る、第二説は抗拒の正當なるが爲めに、第一説よりも一層嚴密なる條件を附せることを。さり乍ら不法の侵害に對しては、警察官に對しても猶公然抗拒し得ることを認容せるは二説に共通せる點なり。勿論抗拒者は不法の侵害ありしことを證明するの義務あり、若夫れ不法の侵害なかりしこと明白ならんか、抗拒者は其の責を免るゝ能はざる也 (完)

經濟學上より觀たる戦争

高城 仙次郎

緒言

歐洲の大混戦に参加せる諸國が各其戦線に立たしめたる戦闘員は總計一千萬以上に達し、之に後方勤務兵並に豫備隊等を合すれば其總員數二千萬人に上る可く、従つて、交戦國の要する軍事費の巨額に上ることは論を俟たざる所なるが『倫敦イコノミスト』誌の概算に據れば、英國は毎日一千萬圓、獨逸並に露西亞は三千萬圓、佛埃兩國は各二千萬圓宛を費消しつゝありと。若し此計數にして大なる誤算なしとせば此五ヶ國のみに就きて云ふも、歐洲大戦の總失費は一ヶ月三十三億圓に達す可し。三十三億圓と

云へば、我國に於ける諸種の會社拂込資本金總額よりも約五割多く、我帝國の内外債に超過すること二割にして、又我國に於て一ヶ年間に産出する富の總額の七八割に相當せり。

此巨額の軍費は交戦國が直接其軍事行動の爲めに支出しつゝある金額なるも、此數字は必ずしも特に戦争の爲めに消費せらるゝ富の總額を代表するものに非ず。如何となれば、第一、軍費の少からざる部分は糧食費なるが、目下交戦國の軍人軍屬が消費せる食糧の大部分は假令此回の戦亂が勃發せずして現に動員せられたる豫後備兵が各其常業に就き居るとするも日々消費す可きものなれば、此等の者に要する食糧は必ずしも今次の戦争に依りて特に消費せられつゝあるものなりと云ふを得ざればなり。(尤も戦地に於ては食糧品は軍隊の行動並に其他の原因に因りて遺棄、焼却又は濫費せらるゝこと尠からざるを以て、此等の種々の原因の爲めに浪費せ

らるゝものをば特に戦争に基づく食糧の消費高と看做すことを得可し。)次に動員せられたる軍人の給料並に常備軍の將校の兵卒に對する戦時増俸の大部分も亦戦費より控除せざる可からず如何となれば、給料は富の消費に非ざるを以て也。又、同一の理由の爲めに、遺族扶助料、廢兵の一時賜金又は恩給等をも控除するを要す。斯くの如く、戦費は必ずしも夫れ丈の富の消費を意味するものに非ざれども、又一方に於ては軍人軍屬の死傷に基づく富の生産力の減退、動員に基づく生産業者の缺乏、交戦地に於ける富の破壊、軍隊の行動の爲めに農工商の蒙むる妨害等に依る交戦國の經濟的損失は頗る巨額に上ることありて、普佛戦争中に於ける佛國の如く此種の損害が直接戦闘に要したる軍費に超過することすらあるなり。殊に戦争は斯かる物質上の損害の外に戦闘員並に交戦地に於ける非戦闘員間に演ぜらるゝ人生の一大慘劇を醸すのみな